

危険物の規制に関する規則及び消防法施行規則の一部を改正する省令について

平成30年11月

消防庁予防課・危険物保安室

【概要】

次の資格の要件の一つに、大学を卒業した者とあるところ、当該部分に専門職大学の前期課程を修了した者を含ませるために、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）を改正するものである。

・危険物の規制に関する規則

甲種危険物取扱者試験の受験資格

・消防法施行規則

防災性能の確認に係る登録確認機関の確認実施者資格

消防用設備等の認定に係る登録認定機関の認定実施者資格

消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検者資格及び報告者資格

【理由】

概要に記載した各資格において、「学校教育法による大学（略）において（略）学科又は課程を修めて卒業した」者は、各資格を得るものとされている。

今般、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）により、大学及び短期大学の新たな類型として、専門職大学及び専門職短期大学が制度化され、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第7項第1号により、専門職大学の前期課程を修了した者に対して、短期大学の学士を授与するものとされている。しかし、専門職大学の前期課程を修了した者は、「卒業した」者ではないことから、概要に記載した各資格の要件を満たしていないこととなる。

したがって、「卒業した」者に専門職大学の前期課程を修了した者を含ませるよう今回改正するものである。

【施行期日】

平成31年4月1日